

## 豊中市のら猫捕獲器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、のら猫捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 捕獲器の貸出しの対象者は、豊中市に生息するのら猫に避妊又は去勢手術を受けさせる予定の市民とする。

(貸出し申込み及び決定)

第3条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、のら猫捕獲器貸出申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、承認の決定をしたときはのら猫捕獲器貸出承認通知書（様式第2号）により、不承認の決定をしたときはのら猫捕獲器貸出不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の貸出承認の通知を受けた者は、のら猫捕獲器借受書（様式第4号）を市長に提出し、捕獲器の貸出しを受けるものとする。

(貸出期間)

第4条 捕獲器の貸出期間は、貸出しを受けた日から30日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出し台数及び使用場所)

第5条 捕獲器の貸出台数は、1人あたり1台とし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の所有地又は借地とする。

(貸出し料)

第6条 捕獲器の貸出しは、無料とする。

(借受者の責務)

第7条 借受者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 捕獲器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (2) 捕獲器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 捕獲器の権利を譲渡し、又は捕獲器を転貸しないこと。
- (4) 捕獲器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 捕獲器を使用した後は、清掃すること。
- (6) その他市長が指示した事項

(損害賠償)

第8条 借受者の責めに帰すべき理由によって捕獲器を滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。
- 3 捕獲器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、捕獲器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から実施する。